

阪 東 漁 業 協 同 組 合 遊 漁 規 則
(共第2号第五種共同漁業権)

(目 的)

第一条 この規則は、阪東漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第2号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（アユ、マス（ヤマメ、イワナを含む。以下同じ。）、コイ、フナ、ウグイ、オイカワ、ウナギをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。ただし、未就学の幼児及び小学生が行う遊漁についてはこの限りでない。

2 前項の規定による申請は、期間1日の遊漁の場合は口頭で、期間1年の場合は遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、期間1日の遊漁の場合には第十二条に規定する場合を除き、期間1年の遊漁の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養もしくは組合員もしくは他の遊漁者（第一項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第十二条に規定する場合を除き、第一項の承認をするものとする。

4 第一項の承認を受けたものは、直ちに、第七条第一項あるいは同条第二項の遊漁料を同条第三項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第三条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

| 水産動物 | 期 間 |
|---------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| ア ユ | 6月1日から7月31日までの期間内で組合が定める日時から11月30日まで |
| ヤ マ メ サ ク ラ マ ス (降海した後にさく河したものに限る。以下同じ。) イ ワ ナ | 3月1日から9月20日まで |
| マ ス (ヤマメ、サクラマス、イワナを除く。以下同じ) コ イ フ ナ ウ ナ ギ | 1月1日から12月31日まで |
| ウ グ イ オ イ カ ワ | 1月1日から12月31日まで ただし、瀬づき（産卵）中のものは除く |

2 前項の組合が定める日時は、組合の掲示場に掲示するほか組合広報に掲載して公表するものとする。

(漁具漁法の制限)

第四条 遊漁に用いる漁具漁法は、徒手採捕及び次の表の左欄に掲げるものとし、その規模はそれぞれ右欄に掲げる範囲でなければならない。

| 漁具漁法 | 規 模 |
|---------|----------|
| 手 釣 | 1人につき1本 |
| 竿 釣 | 1人につき2本 |
| す く い 網 | 1人につき1統 |
| 筌 | 1人につき20統 |
| 置 針 | 1人につき50本 |
| や す | 1人につき1本 |

2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具漁法はイ欄の水産動物をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁をしてはならない。

| ア 漁具漁法 | イ 水産動物 | ウ 区 域 | エ 期 間 |
|------------------------------|--------|----------------------------------|----------------------|
| 毛針釣（フライ釣を除く） | 全魚種 | 利根川・吾妻川 | 4月1日から7月31日まで |
| オランダ釣 | 全魚種 | 漁場全域 | 1月1日から12月31日まで |
| ぐ い こ ろ が し | 全魚種 | 利根川 | 12月1日から翌年8月31日まで |
| | | 上記の区域を除く 漁場全域 | 1月1日から12月31日まで |
| リール使用のぐい及びころがし | 全魚種 | 漁場全域 | 1月1日から12月31日まで |
| 投 網 か す み 網 | 全魚種 | 利根川、大輪沢川 出合いから吾妻橋 までを除く吾妻川 | 12月1日から 翌年8月31日まで |
| | | 上記の区域を除く 漁場全域 | 1月1日から 12月31日まで |
| す く い 網 | 全魚種 | 漁場全域 | 12月1日から 翌年7月20日まで |
| アクアラング使用、水中潜行を伴う漁法・舟等を使用した漁法 | 全魚種 | 漁場全域 | 1月1日から 12月31日まで |

- 3 前各項の制限の他、組合は漁具漁法、区域、期間を定め遊漁を制限することがある。
- 4 第二項の組合が定める日時及び前項の制限は、組合の掲示場に掲示するほか組合広報に掲載して公表するものとする。

(禁止区域等)

第五条

(全長の制限)

第六条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる全長のものを採捕してはならない。

| 水産動物 | 全長 |
|--------------------------------|---------|
| マ ス ヤ マ メ サクラマス イ ワ ナ | 15cm 以下 |
| ウ グ イ | 9cm 以下 |
| ウ ナ ギ | 30cm 以下 |

(採捕尾数の制限)

第六条の2 次の表の左欄に掲げる魚種は右欄に掲げる尾数を超えて採捕してはならない。

| 魚種 | 採捕尾数制限 |
|-------------------------|-------------------------|
| ヤ マ メ サクラマス イ ワ ナ | 1日20尾 (左欄の魚種を合算したもの) |

(遊漁料の額及び納付の方法)

第七条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁証取扱所において納付するときは次の表のとおりとする。ただし、期間1年の遊漁料は1月1日から4月30日までに納付するものとし、それ以外の期間に納付するときは、次の表の遊漁料に1,000円を加算した額とする。また、期間1日の遊漁料について第三項ただし書きに規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に全魚種の場合は1,000円、アユを除く魚種の場合は500円を加算した額とする。

| 遊漁対象水産動物 | 漁具・漁法 | 期 間 | 遊 漁 料 の 額 |
|----------|--------------------------------------|-----|-----------|
| 全 魚 種 | 徒手採捕 手釣・竿釣 すくい網 筌・置針 や す | 1 日 | 2,500円 |
| | | 1 年 | 10,000円 |
| | 同 上 投 網 かすみ網 | 1 日 | 3,000円 |
| | | 1 年 | 14,000円 |
| アユを除く魚種 | 徒手採捕 手釣・竿釣 すくい網 筌・置針 や す | 1 日 | 1,500円 |
| | | 1 年 | 7,000円 |

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次の表の相当欄のとおりとする。

| 遊漁者の種類 | 遊漁対象水産動物 | 漁具漁法 | 期 間 | 遊 漁 料 |
|-------------------------------|----------|--------------------------------------|-----|-------------------|
| 中 学 生 | 全 魚 種 | 徒手採捕 手釣・竿釣 筌・置針 や す すくい網 | 1 年 | 4,925円 |
| | アユを除く魚種 | 同 上 | 1 年 | 300円 |
| 高 校 生 | 全 魚 種 | 徒手採捕 手釣・竿釣 筌・置針 や す すくい網 | 1 年 | 4,925円 |
| | アユを除く魚種 | 同 上 | 1 年 | 350円 |
| 身体障害者 (県内居住 で手帳所有 者) | | | 1 年 | 第1項に規定する額の二分の一相当額 |

- 3 遊漁料の納付は、別表の遊漁証取扱所においてしなければならない。ただし、期間1日の遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(特設釣り場に関する事項)

- 第八条 組合は、10月1日から翌年2月20日までの期間内において組合が別に定める期間、区域を特設釣り場と定め、ニジマスの高密度な放流を行うものとする。
- 2 前項の期間及び区域で遊漁をしようとする者は、前条各項の規定にかかわらず、次の表の特設釣り場遊漁料を別表の特設釣り場遊漁証取扱所において納付するものとする。
- 3 第1項の期間及び区域で遊漁しようとする者は、組合が別に定める規定によるものとする。
- 4 第1項、前項の組合が定める期間、区域及び規定は組合の掲示板に掲示するほか組合広報に掲載して公表するものとする。

| 漁法 | 入漁時間 | 区分 | 料金 | 現場加算金 | 漁種 |
|-----------------|------------------|--------------------------|--------|--------|------|
| 竿釣 (一人につき1本) | 午前8時から 午後5時まで | 中学生以下の者 | 750円 | 250円 | ニジマス |
| | | 阪東漁協が発行する 期間1年の遊漁証所有者 | 2,500円 | 1,000円 | |
| | | 上記以外の者 | 3,000円 | | |

(遊漁承認証に関する事項)

- 第九条 組合は第二条第一項の承認をしたときは、組合が定める遊漁承認証(以下「遊漁証」という。)を遊漁者に交付するものとする。
- 2 遊漁証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第十条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、漁場の底を攪はんしてはならない。

(漁場監視員)

- 第十一条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。
- 2 漁場監視員は、組合が定める漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

- 第十二条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

○ 平成25年2月22日群馬県知事認可 群馬県指令蚕園第201-2号

◆ ◆ ◆ 注 意 事 項 ◆ ◆ ◆

遊漁者がこの遊漁規則に違反し、漁場監視員の指導に従わない場合は、漁業法第143条に規定する漁業権侵害事例として警察に通報し、取締り協力を求めるものとする。

◆ ◆ ◆ 注 意 事 項 ◆ ◆ ◆

別 表 1 遊漁証取扱所

| NO | 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 | 郵便番号 |
|----|-------------------|----------------|--------------|----------|
| 1 | 組合事務所 | 渋川市渋川1281-1 | 0279(24)1343 | 377-0008 |
| 2 | コンビニ渋川店 | 渋川市行幸田357-5 | 0279(24)9888 | 377-0006 |
| 3 | 岩田商店 | 渋川市渋川1302 | 0279(23)0335 | 377-0008 |
| 4 | 松居釣具店 | 渋川市北橋町八崎249 | 0279(23)3985 | 377-0064 |
| 5 | 狩野オトリ店 | 渋川市中郷119-1 | 0279(53)2788 | 377-0202 |
| 6 | 石坂釣具店 | 渋川市中郷449-11 | 0279(53)3041 | 377-0202 |
| 7 | つるや石油 | 渋川市赤城町津久田196 | 0279(56)2638 | 379-1103 |
| 8 | カーテイスクリーク | 渋川市渋川1382-1 | 0279(24)8622 | 377-0008 |
| 9 | ファミリーマート 上白井店 | 渋川市上白井1321-123 | 0279(60)2688 | 377-0201 |
| 10 | セブンイレブン 群馬坂東橋店 | 渋川市北橋町下箱田625 | 027(231)8589 | 377-0061 |
| 11 | セブンイレブン 渋川大正橋店 | 渋川市渋川1170-5 | 0279(25)1825 | 377-0008 |

別 表 2 特設釣り場遊漁証取扱所

| | | | | |
|---|----------------|------------|---------------|--|
| 1 | 特設管理釣り場 事務所 | 渋川市北牧釜ヶ淵地先 | 090(1699)6032 | |
|---|----------------|------------|---------------|--|